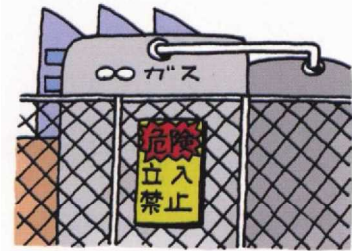


5 適用除外広告物

屋外広告物の表示等は原則として許可が必要となりますが、広告物の種類によっては次のように規制を受けないものや緩和されるものがあります。

例えば、自家広告物の場合は、その表示面積が禁止地域では5㎡以内、許可地域では10㎡以内のものであれば、許可を受けなくても表示することができます。

その他、他の法令に規定される広告物や公共性の高い広告物、管理上必要な広告物についても許可の必要のないものがあります。



詳しくは、秋田市都市整備部都市計画課までお問い合わせください。

6 屋外広告物を表示する方へ

◆ 広告物の管理者を設置してください

許可による広告物を表示する場合は、これらを管理する者を設置することが必要です（はり紙、はり札、立看板、幕、旗およびアドバルーンは除きます）。特に高さが4mを超える広告物の管理者は、次のいずれかに該当する者でなければなりません。

- ①建築士の資格を有する者
- ②屋外広告士の資格を有する者

◆ 広告物には許可事項を表示してください

許可を受けて広告物を表示する場合は、広告物、広告物の表示される建築物や工作物の見やすい箇所に、許可番号、表示又は設置の期間、自己の住所および氏名を表示する必要があります。管理者を設置する場合は、その氏名も必要です。



◆ 広告物の管理・除却を適切に行ってください

広告物の表示者又は管理者は、補修その他必要な管理を怠らなければなりません。特に次のような場合は、許可を取り消すことがありますので注意してください。また、許可が取り消されたとき、許可期間が満了したとき、表示・掲出する必要がなくなったときは、3日以内に広告物を除却し、その旨を市長に届出する必要があります。

- ①許可を受けた広告物の変更・改造に関する許可を受けなかったとき
- ②許可の条件に違反したとき
- ③広告物等を管理する者の設置に関する規定に違反したとき
- ④許可事項の表示に虚偽の記載をしたとき
- ⑤違反に対する措置命令に違反したとき
- ⑥虚偽の申請その他不正な手段により許可を受けたとき

